



開業医休保の減口の順番が変わります！

— 共済約款第 16 条第 2 項の変更 —

本紙は、開業医共済休業保障制度にご加入の皆様が開業医共済休業保障制度普通共済約款第 16 条第 2 項の改定をお知らせするものです。

過日開催された第 14 回通常総代会(2023 年 10 月 29 日)において、第 9 号議案「普通共済約款(開業医共済休業保障制度)一部変更の件(減口の順番の変更(第 16 条第 2 項))」を全会一致で原案どおり可決いたしました。

本決定に基づき、当組合の所管庁に「開業医共済休業保障制度普通共済約款(以下「約款」といいます)」の変更に係る認可申請を行い、その認可を得ましたので、2024 年 1 月 1 日から適用開始する改定後の内容をお知らせいたします。

■ 改定後の減口の取扱い(約款第 16 条第 2 項) ※2024 年 1 月 1 日から適用開始

約款第 16 条第 2 項に定める共済契約の減口を行った場合、その減口は、**特定傷病等不担保特約(以下「不担保特約」といいます)が付加されている口(契約日が同じ場合は付番された口番号の大きい口)から順に減口(ただし、不担保特約が付加されている口がない場合は契約日の遅い口から順に減口)**します。

【変更後の取扱いの一例】(例:3 口減口)

口番号	減口前	消滅順位	減口後
8	増口契約(2023 年 4 月) 不担保特約あり(糖尿病)	→ 1 位 →	消滅
7		→ 2 位 →	
6		→ 3 位 →	
5		→ 4 位 →	
4		→ 5 位 →	
3	新規契約(2018 年 8 月) 不担保特約なし	→ 6 位 →	新規契約(2018 年 8 月) 不担保特約なし
2		→ 7 位 →	
1		→ 8 位 →	

この改定により、契約口のうち、不担保特約が付加されている口がある場合(例:新規契約時には不担保特約が付加されておらず、増口契約時に持病を理由に不担保特約が付加された等)は、減口^{※1}時に、加入者の皆様に有利となる不担保特約が付加された口から消滅されることとなります。

持病があっても不担保特約なしの契約口を維持したまま、増口契約いただくことが可能^{※2,3}になりますので、これを機会にぜひ増口契約をご検討ください。

※1 任意による減口のほか、約款に定める満 60 歳、満 65 歳、満 70 歳に達した後に到来する 8 月 1 日の法定減口が該当します。

※2 これまでに当制度の「傷病給付金」を受け取られた方は、引受審査の結果、お引き受けができない場合がございます。

※3 増口契約時の健康状態によっては、引受審査の結果、お引き受けができない場合がございます。

年齢別の最後の加入チャンス

満 54 歳まで→8 口限度 満 59 歳まで→5 口限度 満 64 歳まで→3 口限度

開業医共済協同組合

〒380-0823 長野県長野市南千歳 1 丁目 10-6 東邦ビル 3 階 電話:026-217-6600 (受付時間:9:00~17:30 ※休日を除く)